

尼崎市学校給食管理システム再構築業務仕様書

第1 概要

1. 目的

現行の学校給食管理システムは、小学校・特別支援学校を対象（単独調理場）としたシステムであるが、新たに中学校を対象とした学校給食（共同調理場）を開始するにあたり、現行のシステムを再構築し、新たなネットワークを整備することにより、学校給食システムの一元化による業務の効率化、発注業務の簡略化、正確性を高め、安全安心な学校給食の提供を行うことを目的とする。

2. 学校給食の概要

(1) 小学校及び特別支援学校

現在、本市の小学校41校と特別支援学校1校では、単独調理方式（自校方式）により学校給食（約23,000食）の提供を行っている。

現在、小学校給食（特別支援学校を含む。）の献立作成業務、食材発注などについては、兵庫県より無償提供された学校給食管理システム（通称「はばたん」）を使用しており、当該システムのシステムサポート終了に伴い、新しい学校給食管理システムの導入するものである。

小学校給食等（全42校）の献立は、1ブロック1献立とし、小学校4ブロック、特別支援学校1ブロックの計5ブロック5献立としている。

週5日の完全給食（パンまたは米飯・牛乳・副食）で、献立回数は年間190回。各学校の給食実施回数183回である。

(2) 中学校

中学校給食は実施していないが、現在、市内に学校給食センターの建設を進めており、共同調理場方式で市内全17校を対象（最大供給量11,000食）として、令和4年1月の給食開始に向けて取組みを進めている。

中学校給食は、2献立を実施する。対象学校の割り振りは、現在検討中である。

週5日の完全給食（米飯・牛乳・副食）で、献立回数は年間190回。各学校の給食実施回数年間183回の予定。

学校給食センターは、基本は中学校を対象としているが、小学校の調理場の改修工事などの場合、臨時で小学校給食の提供を行う。

(3) 公会計化

現在、小学校給食に関する給食費や食材の発注・支払などを尼崎市給食協会（私会計）で行っているが、令和3年度から、給食費、調達費を市の歳入・歳出予算とする公会計化へ移行する。

3. 調達範囲

事業者は、本市が本仕様書に示す機能等を備えた給食管理システムが正常に稼働するために必要な物品等の全てを納入するものとする。

これらの設計、開発、調整、試験、研修等のシステム運用に必要な役務及び稼働に必要な物品等は、本仕様書に特記なき限り全て本調達に含み、事業者の負担と責任において実施及び納入するものとする。

第2 前提要件

1. スケジュール

(1) 納入期限
令和3年3月31日

(2) システム稼働時期及び稼働期間
令和3年4月1日～令和8年3月31日（60か月）

2. 利用要件

(1) システム使用場所

行政系（市役所）ネットワーク及び教育系（学校）ネットワークに属する次の場所において、使用ができるようにすること。

No.	施設名	システム使用予定端末数
1	学校給食センター	4
2	学校給食課	4
3	市内小学校41校	各校1
4	市内中学校17校	各校1
5	あまよう特別支援学校	1

※ 学校給食センターは現在建設中で、令和3年12月に完成予定。

3. 業務内容

事業者が実施すべき業務は、以下のとおりとする。

(1) 要件定義

(2) カスタマイズ設計

(3) カスタマイズ開発

(4) サーバ構築

(5) 導入、調整及びテスト

テストは、単体テスト、組合せテスト、総合テストを実施し、システムの正常稼働を保証すること。

(6) 受入テスト支援

本市が当該システムについて要求した機能、性能等を備えていることを確認するため実施する受入れテストについて、事業者は必要な支援を行うこと。

(7) データセットアップ

(8) 操作研修

事業者は、システムの利用者向けマニュアルを作成すること。なお、バージョンアップにより機能の変更等があった場合は、都度、更新すること。

また、事業者は、納入期限までに操作研修を2回程度開催すること。研修の時期及び内容は、尼崎市と協議の上決定し、事業者は、研修に必要な準備を行うこと。

(9) 打合せ会議の開催

事業者は、本市との打合せ会議を定期的開催し、各業務に関する打合せ、進捗報告等を行うこと。また、会議において必要な資料は事業者が用意すること。

第3 システム要件

1. 基本要件

(1) パッケージシステム

本システムは、安定稼働、信頼性及び費用対効果を目的として、自治体で導入実績を有し、かつ、安定稼働の実績を有するパッケージシステムとし、本市の要求事項に適合させること。ただし、カスタマイズは、最小限となるよう留意すること。

また、システムはクラウド型とし、システムを格納するサーバは、事業者の準備したデータセンターに収納されたものをインターネット経由で使用することとし、その他の運用に必要なソフトウェアやサーバCALライセンス等についても調達範囲に含めるものとする。

(2) 利用日時

本システムは、土日祝日も利用可能とすること。利用可能時間帯については、バックアップ処理等を考慮した上で、最大限利用ができるようにすること。

2. システム化範囲

本調達で導入するシステムで取扱う主な給食業務は、以下のとおりとする。

(1) 献立作成業務

- ① 食品及び料理管理
- ② 献立の作成及び栄養価計算
- ③ 食物アレルギー管理
- ④ 献立表の出力
- ⑤ 報告書等の出力
- ⑥ 調理用資料作成

(2) 給食費の計算業務

- ① 1 献立当たりの給食費の計算

(3) 見積発注業務

- ① 見積書の作成、帳票の出力
- ② 見積結果表の管理・出力
- ③ 発注書及び検収表の出力
- ④ 業者別請求金額の管理・出力

(4) 帳票の出力

- ① 週報等の帳票の出力

3. 機能要件

小学校41校、中学校17校、特別支援学校1校における給食提供を確実かつ効率的に行えるようにするため、献立作成処理、給与栄養目標量の管理、食数管理、見積合わせ・発注処理、アレルギー

児童及び生徒の管理、帳票出力等ができ、導入施設間でデータ共有を行えること。
本システムの機能要件及び帳票要件の詳細は、別紙「機能要件確認表」を参照すること。

(1) システム動作環境

システムの動作環境については、以下の仕様を満たすこと。

- ① システムの運用に支障のない十分なスペックのサーバ機で構成すること。
- ② システムの運用に際して、アクセス性能は良好な反応速度を維持すること。
- ③ サーバがダウンした場合、直ちに復旧できる対策がとられていること。
- ④ 災害時のデータ喪失を防ぐための体制がとられていること。
- ⑤ 無停電電源装置や発電装置等により、停電時に継続して運用できるよう対策を講じること。

(2) クラウドシステムデータセンター要求仕様

クラウドシステムデータセンター（以下、「データセンター」という。）については、以下の仕様を満たすこと。

- ① データセンターの所在地は日本国内であること。
- ② データセンター設備の基準として、日本データセンター協会(JDCC)ガイドラインTier3(推奨事項含む)相当を満たすこと。
- ③ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)適合性評価制度の認定、またはそれに類する認定を受けていること。

第4 データセットアップ要件

事業者は、食品データ、料理データ、業者データ等、必要なデータの初期登録を確実かつ効率的に実施できるための方法を提案し、栄養教諭等の負担が極力小さくなるように作業又はサポート等を行うこと。

必要とするデータは、学校給食管理システム（通称「はばタン」）で使用している内容を基本として、現行システムに登録されている件数を目安として下表に示す。最終的にセットアップするデータの範囲は、本市と協議の上決定すること。

食品マスター	約700件
献立カードマスター	約1,000件
献立表	約1,000件
学校数	約60件
業者	約50件

第5 信頼性等の要件

1. 信頼性要件

- ・ 誤操作を行った場合に重要なデータが消去されてしまうことのないよう、必要な措置を講じること。
- ・ システムに障害が起きた場合も業務が継続できるよう、障害対策を考慮したシステム構成とすること。

- ・ バックアップ及び復元の機能を整備すること。バックアップは、予め指定した時間に自動で日次バックアップ処理が行われること。

2. 拡張性要件

今後、文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告『日本食品標準成分表』が改訂又は文部科学省告示学校給食摂取基準その他の関連法令等が改正された場合に、プログラム修正を容易に行うことができるつくりであること。

第6 セキュリティ要件

1. 認証取得

事業者は、組織としてプライバシーマーク又は ISO27001 認証を取得していること。

2. セキュリティ要件

事業者は、設計・開発工程においてリスク分析を実施し、網羅的なセキュリティ対策を実施すること。以下に、本市が想定する最低限の情報セキュリティ対策の要件を示す。

- ・ ユーザID・パスワードにより認証を行うこと。
- ・ 処理内容のログを取得し、最低1年分を保存すること。

第7 事業管理要件

1. 管理体制

- ・ 事業者は、本調達の実施にあたり事業計画を策定すること。
- ・ 事業者は、本調達の管理責任者を定めること。また、設計・開発業務、試験業務、データセットアップ業務、及び研修業務等の各業務において、必要な能力及び過去に同等の業務経験を有する責任者を配置すること。各責任者は、原則として、納入まで同一人とする。責任者の兼任は、可とする。
- ・ 事業者は、契約締結後速やかに、事業計画を提出し、及び各責任者を本市へ通知すること。

2. セキュリティ管理

- ・ 事業者は、本調達において、本市が提供した情報及び知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。
- ・ 事業者は、セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと。
- ・ 事業者は、セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに本市へ報告し、対応策について協議すること。
- ・ 事業者は、本調達における内部の情報セキュリティ管理を行う責任者を設置すること。責任者は、必要な能力及び過去に同等の業務経験を有すること。事業者は、契約締結後速やかに、セキュリティ管理責任者を本市へ通知すること。

第8 提出書類

1. 納入成果物

(1) 納入成果物及び納入期限

本調達の実務における納入成果物は、以下のとおりとする。事業者は、本仕様書に示す稼働期間中は、納入成果物の複製を保管すること。

項番	成果物	納入期限
1	事業計画書、各責任者の通知	契約締結後速やかに
2	設計書	設計終了時
3	データセットアップ計画書	実施前
4	データセットアップ結果報告書	実施後
5	テスト計画書	テスト前
6	テスト結果報告書	テスト後
7	利用者向けマニュアル	受入れテスト前
8	打合せ会議録	各会議後

※ 上表のほか、本市の要請により資料の提出を求められることがある。

(2) 納品形態及び部数

紙媒体及び電子媒体により各1部提供すること。A4サイズを基本とし、A4を超えるページは、折り込む等してA4に調整して納入すること。ページ数の多い資料は、A4ファイルに綴じて納入すること。ただし、項番7は、システム上で確認できるマニュアルに代えることも可とする。

(3) 納入場所

尼崎市教育・障害福祉センターとする。

第9 保守要件

1. 保守要件

事業者は、本システムの運用開始後、本仕様書に示す稼働期間中、保守点検業務を請負うこと。業務の概要は、次項のとおり予定する。

2. 保守の概要

(1) 保守対応時間（緊急時を除く）

月曜日から金曜日の8時45分から午後5時30分まで

（12月29日から1月3日まで及び祝日を除く。）

障害の連絡を行った当日又は翌日の作業を原則とすること。

(2) 業務内容

【ソフトウェア保守】

学校給食法改正や制度の改正によって、全国一律の改正に対応する場合のパッケージオプション費用及びパッケージ適用、カスタマイズ修正のための費用は、保守の範囲に含むものとする。

また、業務遂行上、システムを使うことにより効率的で正確な事務処理に支障をきたす場合のシステム改善・システム改修、システムの稼働に必要なバージョンアップ、データベースの整理等も保守の範囲内で対応すること。

ただし、システムの大規模な改修を必要とする制度改正等があった場合は、本市と事業者双方協議の上保守の範囲内外を決定する。

【問い合わせ対応】

障害や瑕疵の発生時に、現地出張を基本として、迅速な対応を行うこと。システム利用者からの操作方法、処理等に関する質問に対して、電話又は電子メールによる支援を行うこと。

【報告】

作業毎に書面にて報告を行うこと。

【その他】

上記以外の業務であって、システム保守に必要な業務は、保守の範囲内で行うこと。

第10 その他

1. 準拠する法令及び規則等

事業者は、業務の実施にあたり、関係法令・条例等を遵守すること。

- ・ 尼崎市契約規則
- ・ 尼崎市個人情報保護条例
- ・ その他の関係法令

2. 契約不適合責任等

- ・ 事業者は、納入したシステム等が契約の内容に適合しない場合、検収後1年間は、契約不適合責任を負うものとする。ただし、検収後1年間を超えて初めて処理を行う機能等に係る契約不適合責任については、事業者は、誠実に対応するものとする。
- ・ 事業者は、納入したシステム等に正常稼働を妨げる瑕疵が認められた場合、検収後1年間は、無償で修正すること。また、瑕疵の修正にあたっては、運用中の業務に影響を与えないこと。

3. 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、本市と事業者双方協議の上決定するものとする。

4. 機密の保持等

本件導入において入手した情報等は、本市の承諾なしに無断で使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。

以上